

基礎科目について

精神保健福祉士短期養成施設の入学のため、大学等において履修しなければならない基礎科目は、厚生労働省告示により下記のように示されています。各大学等において履修された科目の名称等が、精神保健福祉士法第7条第2号の「基礎科目」と異なっても、次の表による読替えが可能です。

従前の基礎科目（平成21年3月31日以前の入学者に適用）

【精神保健福祉士法第7条第2号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（平成10年厚生省告示第9号）】

基礎科目名	読 替 え の 目 安	
社会福祉原論	社会福祉原理論、社会福祉概論、社会事業概論、社会福祉概説、社会福祉学概論、社会福祉学、社会福祉、社会福祉総論	
社会保障論	社会保障概論、社会保障	この3科目については、いずれか1科目履修していること
公的扶助論	公的扶助、生活保護論、生活保護制度論、生活保護	
地域福祉論	地域福祉	
精神保健福祉援助技術総論	社会福祉援助技術総論、社会福祉方法原論、社会福祉方法原理、社会福祉方法論、社会事業方法論、社会福祉方法総論、ソーシャルワーク原論、ソーシャルワーク論、ソーシャルワーク	
医学一般	医学概論、医学知識	
心理学	[1]心理学概論、[2]臨床心理学と発達心理学を履修していること	この3科目については、いずれか1科目履修していること
社会学	[1]社会学概論、[2]家族社会学と地域社会学を履修していること	
法学	[1]法学概論、法律学 [2]憲法、民法及び行政法を履修していること	

従前の基礎科目（平成21年4月から平成24年3月までの入学者に適用）

【精神保健福祉士法第7条第2号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（平成20年厚生労働省告示第308号）】

基礎科目名	読 替 え の 目 安	
人体の構造と機能及び疾病	医学一般、医学概論、医学知識	この3科目については、いずれか1科目履修していること
心理学理論と心理的支援	[1]心理学 [2]臨床心理学及び発達心理学の2科目	
社会理論と社会システム	[1]社会学 [2]家族社会学及び地域社会学の2科目	
社会保障	社会保障制度、社会保障サービス	
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助、生活保護、生活保護制度	
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政、社会福祉行財政、社会福祉行政のうちのいずれか及び福祉計画の2科目	
保健医療サービス	保健医療、保健医療制度、医療制度	
権利擁護と成年後見制度	[1]権利擁護と成年後見 [2]権利擁護及び成年後見制度、成年後見、民法総則、民法総論のうちのいずれかの2科目	
精神保健福祉援助技術総論	社会福祉援助技術総論他	

基礎科目（平成24年4月からの入学者に適用）

【精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号）】

基礎科目名	読 替 え の 目 安	
人体の構造と機能及び疾病 心理学理論と心理的支援 社会理論と社会システム のうち1科目	社会福祉科目の省令に規定する同科目のもの	
現代社会と福祉		
地域福祉の理論と方法		
社会保障		
低所得者に対する支援と生活保護制度		
福祉行財政と福祉計画		
保健医療サービス		
権利擁護と成年後見制度		
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	社会福祉科目の省令に規定する同科目のもの、精神保健福祉論	
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基盤と専門職」	
精神保健福祉援助演習（基礎）	社会福祉科目省令に規定する「相談援助演習」、相談援助技術演習、ソーシャルワーク演習	

※上記の読替えの範囲に含まれていない名称の科目であっても、各大学等において個別に読替えが可能な場合があります。その場合は、厚生労働省精神保健福祉課認定の「読替認定年月日及び文書番号等」の記載が必要となりますので、各大学等にご確認ください。